

公的研究費等の運営・管理に関する誓約書の提出について

(依頼)

公的研究費の執行にあたっては、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（文部科学大臣決定平成19年2月15日平成26年2月18日改正）、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）、「厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成27年1月16日科発0116第1号厚生科学課長決定）（以下「不正行為ガイドライン」と総称する。）に基づき行っているところです。今般の監査において、公的研究費等の運営・管理に関わる全ての職員から研究費の適正な運営・管理を行う旨の誓約書を機関に提出することが必要であると指摘を受けました。

つきましては、国立国際医療研究センターに勤務するすべての職員から、以下の通り「公的研究費等の運営・管理に関する誓約書」を提出していただくことになりました。

対象となる職員及び様式

- NCGMに所属し、研究（※）を行う可能性のある全ての職員（研究代表者、研究分担者、研究協力者等）：研究者用様式
- 上記に該当しない職員：職員用様式

※ 研究とは

国際医療研究開発費、競争的研究資金（AMED研究費、文科研費、厚労科研費等）及び財団等の研究助成金を得て行う研究、並びに企業やその他外部機関と締結する共同研究等に基づき行われる研究をいう。

提出時期

平成30年2月16日

※ 以降は入職時に提出。

提出方法

各部・課ごとに取りまとめていただき、研究医療課山田までご提出ください。

問い合わせ：

研究医療課 研究係長：山田（内線2708）